

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例新旧対照表（第三条関係）

		新		旧	
<p>施設</p>	<p>地域</p>	<p>法第二条第一項第一号から第四号までの営業</p>	<p>距離</p>	<p>法第二条第一項第五号の営業</p>	<p>距離</p>
		<p>法第二条第一項第一号から第四号までの営業</p>		<p>法第二条第一項第五号の営業</p>	
<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号） 第一条に規定する学校、図書館法（昭和二十</p>					
<p>（風俗営業の禁止地域）</p> <p>第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。ただし、営業所が常態として移動するものである場合は、この限りでない。</p> <p>一 略</p> <p>二 次の表の上欄に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものとして決定した土地を含む。）から、営業所がある同表の中欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる風俗営業の種別の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離の区域内の地域</p>					
<p>（風俗営業の禁止地域）</p> <p>第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。ただし、営業所が常態として移動するものである場合は、この限りでない。</p> <p>一 略</p> <p>二 次の表の上欄に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものとして決定した土地を含む。）から営業所がある同表の中欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる風俗営業の種別の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離の区域内の地域</p>					
<p>施設</p>	<p>地域</p>	<p>法第二条第一項第一号から第七号までの営業</p>	<p>距離</p>	<p>法第二条第一項第八号の営業</p>	<p>距離</p>
<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号） 第一条に規定する学校、図書館法（昭和二十</p>					

<p>五年法律第百十八号)          第二条第一項に規定する図書館又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（第二十条第二号において「児童福祉施設」という。）</p>	<p>医療法（昭和二十三年法律第百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所で患者を入院させるための施設を有するもの（第十条第一号及び第二十条第二号において「病院等」という。）</p>
--	--

略

2 法第十三条第一項第一号の習俗的行事その他の特別な事情のある日と  
 第四条 法第十三条第一項ただし書の条例で定める時は、午前一時とする。  
 （風俗営業の営業時間の延長等）

<p>五年法律第百十八号)          第二条第一項に規定する図書館又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設</p>	<p>医療法（昭和二十三年法律第百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所で患者を入院させるための施設を有するもの（第十条第一号において「病院等」という。）</p>
---	---

略

（風俗営業の営業時間の延長）  
 第四条 法第十三条第一項の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該事情のある日に係る同項の条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

して条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該事情のある日に係る同号の条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

一 一月一日から同月四日まで、八月十四日から同月十六日まで及び十二月二十五日から同月三十一日までの日 別表第二に掲げる地域

二 前号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める日 公安委員会規則で定める地域

3 法第二条第一項第一号から第四号までの営業（ばちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第八条の営業（第六条第一項において「ばちんこ屋等営業」という。）を除く。）につき法第十三条第一項第二号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表第三に掲げる地域とする。

#### 第五条 削除

（風俗営業の営業時間の制限）

第六条 ばちんこ屋等営業は、午前六時から午前九時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時（当該翌日が第四条第二項各号に掲げる日に該当する場合にあつては、午前一時）までの時間においては、別表第二に掲げる地域において営んではならない。

2 法第二条第一項第五号の営業は、第四条第二項第二号の公安委員会規

一 一月一日から一月四日まで、八月十四日から八月十六日まで及び十二月二十五日から十二月三十一日までの日 別表第二に掲げる地域

二 前号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める日 公安委員会規則で定める地域及びその他の地域であつて別表第三に掲げる地域

2 法第十三条第一項の条例で定める時は、午前一時とする。

#### （風俗営業の営業時間の延長許容地域）

第五条 法第二条第一項第一号から第七号までの営業（ばちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第七条の営業（次条第一項において「ばちんこ屋等営業」という。）を除く。）につき法第十三条第一項の午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表第三に掲げる地域とする。

（風俗営業の営業時間の制限）

第六条 ばちんこ屋等営業は、日出時から午前九時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時（当該翌日が第四条第一項各号に掲げる日に該当する場合にあつては、午前一時）までの時間においては、別表第二に掲げる地域において営んではならない。

2 法第二条第一項第八号の営業は、第四条第一項第二号の公安委員会規

則で定める日の午前零時から午前一時までの時間においては、別表第三に掲げる地域（同号の公安委員会規則で定める日に係る同号の公安委員会規則で定める地域を除く。）において営んではならない。

（騒音及び振動の規制）

第七条 法第十五条（法第三十一条の二十三及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

略	地 域	数	値
		午前六時後午後六時前の間	午後六時から午前零時前の間
		午前六時後午後六時前の間	午前零時から午前六時までの間

2 略

（風俗営業者の遵守事項）

第八条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 六略

七 営業中において、営業所の出入口（客が出入りするものに限る。）及び客室に出入りが困難となる施設等をし、又はさせないこと。

2 法第二十条第一項第四号又は第五号の営業を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

則で定める日の午前零時から午前一時までの時間においては、別表第三に掲げる地域（同号の公安委員会規則で定める日に係る同号の公安委員会規則で定める地域を除く。）において営んではならない。

（騒音及び振動の規制）

第七条 法第十五条（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

略	地 域	数	値
		午前七時から日没時までの間	日没時から午後十時までの間
		午後七時から翌日の午前七時までの間	午後十時から翌日の午前七時までの間

2 略

（遵守事項）

第八条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 六略

2 法第二十条第一項第七号又は第八号の営業を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一〇四略

五 営業所（法第二条第一項第五号の營業に係る營業所（飲食店營業）設備を設けて客に飲食をさせる營業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいう。）を兼ねて営むものに限る。）及びまあじやん屋を除く。）において客に飲酒させないこと。

（年少者の立入りの制限）

第九条 法第二条第一項第五号の營業を営む者は、午後六時後午後十時前の時間において十六歳未満の者を營業所に客として立ち入らせる場合は、保護者（岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第二条第二号に規定する保護者をいう。）の同伴を求めなければならない。

（店舗型性風俗特殊營業の營業時間の制限）

第十二条 法第二十八条第四項に規定する店舗型性風俗特殊營業は、深夜（午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。）においては営んではならない。

（特定遊興飲食店營業の營業所の設置が許容される地域）

第二十条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

一 別表第三に掲げる地域

二 次の表の上欄に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものとして決定した土地を含む。）から、營業所がある同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める距離の区域外の地域

施設

地域

距離

一〇四略

五 営業所（法第二条第一項第八号の營業に係る營業所（飲食店營業）設備を設けて客に飲食をさせる營業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいう。）を兼ねて営むものに限る。）及びまあじやん屋を除く。）において客に飲酒させないこと。

（年少者の立入りの制限）

第九条 法第二十二号第五号の条例で定める年齢は十六歳とし、その定める時は日没時とする。

（店舗型性風俗特殊營業の營業時間の制限）

第十二条 法第二十八条第四項に規定する店舗型性風俗特殊營業は、深夜（午前零時から日出時までの時間をいう。第十四条の三、第十七条及び第二十条において同じ。）においては営んではならない。

病院等	児童福祉施設で深夜において児童を滞在させるための施設を有するもの		第二種地域	五十メートル
	第三種地域	第二種地域	七十メートル	
	第二種地域		三十メートル	
	第三種地域		五十メートル	

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第二十一条 特定遊興飲食店営業は、午前五時から午前六時までの時間においては、別表第二に掲げる地域において営んではならない。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第二十二条 特定遊興飲食店営業者は、深夜における営業について第八条第一項第五号に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 第八条第一項(第五号を除く。)の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第二十三条 法第二条第十三項第四号に規定する酒類提供飲食店営業は、第一種地域においては、深夜において営んではならない。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第二十四条 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、別表第三に掲げる地域とする。

別表第二(第四条、第六条、第十一条、第十三条、第十四条、第十四条の

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第二十条 法第二条第十一項第三号に規定する酒類提供飲食店営業は、第一種地域においては、深夜において営んではならない。

別表第二(第四条、第六条、第十一条、第十三条、第十四条、第十四条の

二、第二十一条關係)

略

別表第三(第四条、第六条、第二十条、第二十四条關係)

略

二關係)

略

別表第三(第四条—第六条關係)

略